

医療情報・システム基盤整備体制充実加算について

オンライン資格確認の導入の原則義務化に伴い、令和4年10月1日より「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」が新設されます。

医療情報・システム基盤整備体制充実加算は保険医療機関において、初診時に患者様の薬剤情報や特定健診情報等の診療情報を活用して質の高い診療を実施する体制について評価するものです。

医療情報・システム基盤
整備体制充実加算1

施設基準を満たす保険医療機関で、初診時に「医療情報・システム基盤整備体制充実加算1」として4点(月1回)を加算

医療情報・システム基盤整
備体制充実加算2

施設基準を満たす保険医療機関で、初診時に電子資格確認により患者の診療情報を取得した場合又は他の保険医療機関から当該患者に係る診療情報等の提供を受けた場合は「医療情報・システム基盤整備体制充実加算2」として2点(月1回)を加算

算定例

◀初診時▶

○マイナンバーカードの保険証利用をする場合・・・初診料(288点)に2点の加算→290点

1割負担の方：290円

2割負担の方：580円

3割負担の方：870円

○通常の保険証利用の場合・・・初診料(288点)に4点の加算→292点

1割負担の方：290円

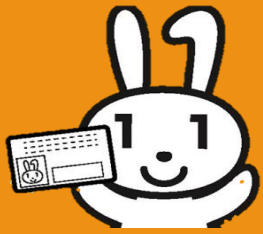
2割負担の方：580円

3割負担の方：880円

ご不明点等ございましたら、お電話または南館1階 受付までお越しく下さい。

正確な情報を取得・活用するため、[マイナ保険証](#)の利用にご協力をお願い致します。





マイナンバーカードを 健康保険証として利用できます

当院では令和4年3月よりオンライン資格確認の運用を開始しています。

【オンライン資格とは】

○ マイナンバーカードのICチップ、もしくは健康保険証の記号番号などによりオンライン上で医療保険の資格情報の確認を行うことです。

この導入により、マイナンバーカードをお持ちの方は、窓口で保険証をご掲示いただかなくても医療保険の資格確認がスムーズにできるようになります。

○ マイナンバーカードをお持ちであれば、患者様の同意により、保険者に申請していただかなくても、当院で限度額適用認定証等の情報が得られるようになり、限度額以上の医療費を窓口で支払う必要がなくなります。

◎初めてご使用になられる際は、職員にお声掛けください。

◎ご持参いただくもの・・・

◇マイナンバーカードまたは健康保険証

◇その他、いつも持参している証書

- ・公費負担医療受給者証
- ・限度額適用認定書
- ・乳幼児医療費証

等



マイナンバーカードの詳細についてはインターネットでマイナポータルを検索してください。



医療法人穂翔会 村田病院